

学校において予防すべき感染症および出席停止期間の基準について

- 学校保健安全法規則第 18 条にてその種類、第 19 条にて出席停止の基準が定められています。
- 第 2 種の各出席停止期間は基準であり、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合はこの限りではありません。
- 出席停止になり登校を再開する場合は、生徒必携に綴じてある治癒証明書を学校へ提出してください。

	対象疾病	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性角結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症については、流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症としての措置を講じることができる。